

文化審議会美術品補償制度部会 報告の骨子（案）

1. はじめに

2. 美術品補償制度の運用状況

（制度の運用実績）

- これまでの制度の運用実績に係るデータを提示。
 - ・ 適用件数：3年で16件（巡回展の開催館ごとに1回と数えると、延べ34回）
 - ・ 34回の展覧会の地域別内訳：東京都14回，愛知県5回，京都府・兵庫県3回，神奈川県・広島県・福岡県2回，栃木県・静岡県・高知県1回
 - ・ 34回の展覧会の開催館における国公立別内訳：国立館17回，公立館16回，私立館1回
 - ・ 補償対象美術品の総評価額が50億円を超える展覧会のうち，所有者の意向や申請手続の負担を考慮した結果，美術品補償制度の適用を申請しないケースも存在等

（保険料の軽減）

- 補償対象美術品の総評価額が500億円を超えるような大規模展覧会では，おおむね5割程度保険料が軽減される傾向。

（海外美術館等への制度の適用状況）

- これまでに制度が適用できた海外美術館等は16か国・地域の61館，制度が適用できなかった美術館等は6か国の25館。

3. 美術品補償制度の創設による効果及び課題

（1）美術品補償制度の創設による効果

- 作品の評価額が高い，観客動員が爆発的には望めないといった理由から，これまでは開催ができなかった展覧会の実現や，展覧会の展示作品の質・量の充実が図られた。
- これまで交流の少なかった国と交流するきっかけとなった。
- 入場料の軽減や，展覧会の内容への理解を深めるための教育普及活動の充実が図られた。
- 制度適用への申請を通じて，美術館における安全意識の向上が図られた。

（2）美術品補償制度に係る課題

- 制度発足から3年で16件という適用数は，当初想定していた年間10件程度と比べて，必ずしも本制度が十分に活用されていると評価することは困難。
- 制度を適用した展覧会が，大都市圏，特に東京で開催する展覧会に集中している。

- 申請手続が煩雑であり，提出時期・方法が柔軟さに欠ける。
- 美術品の所有者である海外美術館等が制度の適用を受け入れない場合があり，海外の美術館等に日本の美術品補償制度が十分に浸透していない状況にある。
- 実際に損害が発生した際に保険会社に委託する業務内容や，査定対応の体制など，損害が発生した際の制度の運用指針が整備されていない。

4. 今後の対応方策

(1) 美術品補償制度に係る課題への対応方策

①補償範囲について

- 本制度が十分に活用されていると評価することが困難な現状を踏まえ，当面，現行の補償範囲を維持し，現行の補償範囲の中で本制度がより一層活用されるよう，以下の②，③，④，⑤及び(2)の取組を進める。

②申請手続について

- 適切な審査を行うために必要な内容は維持しつつ，申請書類の簡略化（例：2回目以降の申請において施設に関する書類の提出を一定期間免除）や，提出方法の効率化を図る。

③海外への広報について

- 海外美術館等における本制度に対する反応を調査分析し，制度に関する説明資料や，補償契約約款等について，必要な見直しを図りつつ，海外美術館等に対し，本制度に関する広報を積極的に行う。

④損害が発生した際の運用指針について

- 実際に損害が発生した際に円滑に所有者への補償金支払の手続が行えるよう，損害が発生した際の制度の運用指針を速やかに策定する。

⑤制度の運用上の工夫について

- 展覧会を主催する美術館等が，本制度の適用の申請を円滑に行うことができるよう，説明会の実施等，美術館等における申請手続を支援する。

(2) その他の対応方策

- 美術館・博物館が行う特色ある活動に対して引き続き支援の充実に努める。

5. 引き続き検討すべき事項等

- 補償範囲について，引き続き，自己負担額50億円の引下げを目指し，制度の運用状況や社会経済情勢に係る調査分析等を踏まえた検討を行う。
- 展覧会主催者においても，本制度の適用を前提として，巡回展を積極的に導入するなど，国民の鑑賞機会の拡大に資するような展覧会を開催することが期待される。